

## 第5編（最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則）

### ○最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則

（平成17年12月1日規則第3号）

（給料の切替え）

**第1条** 大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成17年条例第3号。以下「改正条例」という。)附則第2項に規定する施行日(以下「施行日」という。)の前日において改正条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和42年条例第6号)別表第1から別表第2までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額×(その者の施行日の前日における給料月額(以下「旧給料月額」という。)-施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額)÷(施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額)+施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

（期間の通算）

**第2条** 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の都留広域事務組合職員給与条例第9条第8項ただし書の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(組合長の定める職員にあっては、組合長の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。  
（最高号給等を受ける職員の給料の切替え規則の廃止）
- 2 平成15年改正条例附則第2項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則(平成15年規則第2号)は、廃止する。